

番 号 : 140247

国 名 : イラク

担当部署 : 農村開発部畑作地帯課

案件名 : クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト (普及 (園芸作物))

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 普及 (園芸作物)
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年6月上旬から2014年8月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 2.03M/M、合計 2.53M/M
- (3) 業務日数 : 国内準備期間 7 現地派遣期間 61 帰国後整理期間 3

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月14日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	園芸作物の普及に係る各種業務
対象国/類似地域	イラク/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

イラクの北部に位置するクルド自治地域（エルビル県、ドホーク県、スレイマニア県を指す。以下、クルド地域と表記）は、イラク内でも300mm～1200mmと年間降水量が多いことから潜在的な農業生産性は高く、同地域の生産性向上はイラク全体の食料自給のために重要である。しかしフセイン独裁政権下のクルド族弾圧と農村破壊、近年の早魃などの影響でクルド地域の農業生産は減退し、農業の復興や破壊された農村の復興、避難農民の農村への帰還などが課題となっている。農業生産に目を向ければ、園芸作物（果樹・野菜）は、集約的な栽培により小規模の農地でも現金収入が可能なことから、農村における広範な生計向上に貢献する可能性のある分野である。そのため、農村振興につながる園芸作物の生産拡大に向け、市場ニーズに基づくマーケティングの促進を視野にいたした適正な園芸技術を導入・普及していくことが重要である。

2011年8月25日から2016年8月24日までの協力期間で、クルド自治政府農業・水資源省を主なC/Pとして実施している「クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）では、野菜分野の活動として、①クルドにおける戦略野菜（トマト等）に関する周年育苗技術の確立（具体的には加温・保温による冬期の育苗、冷却システムによる夏期の育苗など）、②施設（ビニールハウス等）を利用した野菜の周年栽培技術の確立（具体的には加温による冬期の生産、冷却システムによる夏期の生産など）、③ブロッコリー及びイチゴ等の冬期作物の生産技術の検討、④トマト農家における生産状況の調査、の4つを中心に実施されている。果樹分野の活動としては、核果類（モモ、プラム、アプリコット等）を対象とする①品種選定試験、②適正技術の特定（剪定、整枝、袋掛け等）、③害虫防除（主にタマムシ類）、の3つを中心に実施している。今後は上記の活動に加え、確立された適正技術の普及活動展開を見据え、対象地域内から篤農家を選定し、定期的な実態調査を通じた課題分析を行うとともに、これらの篤農家に対して上記の活動の成果をフィードバックし、対象地域における普及拠点とすることが計画されている。

7. 業務の範囲及び内容

本業務従事者は、本プロジェクト専門家及びC/Pと協働で、対象3県において、本プロジェクトが実施したベースライン調査（農家営農調査、市場調査、普及体制調査）及び適正技術の確立のための検証試験の結果を踏まえ、普及活動詳細計画案を作成することを目的として派遣される。

なお、本プロジェクトには、「園芸作物生産」の専門家が別途派遣されているが、同専門家は適正技術確立のための各県試験場における検証業務を主に担当しており、一方本コンサルタントは適正技術の普及を促進するための各県関係者への技術的な助言・指導及び検証された当該適正技術の普及活動詳細計画の作成を担当することになる。このため両専門家は、それぞれの担当分野のみならず双方の活動状況を十分に把握し、適正技術の検証から普及に至る一連の活動が円滑に推進されるよう、密に連携してゆくことが不可欠となる。

具体的な業務内容は以下の通り。

（1）国内準備期間（2014年6月上旬）

- ① 本プロジェクトの概要及びクルド地域の野菜・果樹栽培及び市場ニーズに係る既存情報を収集・分析し、プロジェクト概要及び現地状況を把握する。
- ② JICA関係者との事前打合せを行う。
- ③ 担当分野に係る活動計画・方針案について検討し、ワーク・プラン（和文、英文）を作成する。

（2）現地派遣期間（2014年6月上旬～8月上旬）

- ① 業務開始時にJICAイラク事務所及びクルド自治政府農業・水資源省にワーク・プランを提出の上、活動内容の説明及び活動計画に係る打合せを行う。
- ② 現地派遣中のプロジェクト日本人専門家と打合せを行い、プロジェクトの活動状況と現地の野菜・果樹栽培の現状及び市場ニーズについて把握する。
- ③ 野菜・果樹分野の適正技術の普及を促進するため、各県の関係者に対して助言・指導を行う。
- ④ 野菜・果樹分野の適正技術の普及を促進するため、本プロジェクトが作成を進めている野菜・果樹分野の適正技術ガイドラインに対し、技術的観点から助言・指導を行う。

- ⑤ 農業・水資源省および各県の関係者と協議を行い、野菜・果樹分野の普及活動詳細計画案（適正技術内容、時期・期間、実施者、普及対象者・人数、手法含む）を作成する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、クルド自治政府農業・水資源省・各県関係者及びJICAイラク事務所に対し業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(案)(英文)を作成、提出し、現地業務結果の説明を行う。

(3) 帰国後整理期間(2014年8月中旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部へ提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン

英文 8部 (C/P機関6部、JICA農村開発部、JICAイラク事務所)

和文 2部 (JICA農村開発部、JICAイラク事務所)

(2) 現地業務結果報告書

英文 8部 (C/P機関6部、JICA農村開発部、JICAイラク事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文 2部 (JICA農村開発部、JICAイラク事務所)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤ その他

※体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。航空賃については、成田(日本)ーエルビル(イラク)間のみを計上して下さい。イラク国内の車両移動については、イラク事務所(またはプロジェクトチーム)が手配します。

なお宿泊先は、JICAイラク事務所指定の宿泊施設のみとします。宿泊費については、一泊毎の経費について、規定の額を超えない場合は規定の額で積算・精算し、規定の額を超える場合には実費精算とします。見積書は既定の額で作成してください。

(2) 直接人件費月額単価

・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>)

(3) 戦争特約保険料

災害補償経費(戦争特約経費分のみ)の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険(戦争特約)について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照願います。

(4) 一般管理費等の上限加算

イラクに関する業務については、治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準(上限)を10%加算します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

以下を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

- ・現地派遣：2014年6月10日～2014年8月9日

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本コンサルタントを除く）。

- ・チーフ・アドバイザー（長期派遣専門家）
- ・業務調整/研修監理（長期派遣専門家）
- ・園芸作物生産（シャトル型短期専門家）
- ・園芸作物生産（野菜/施設栽培）（シャトル型短期専門家）

③便宜供与内容

JICAイラク事務所（またはプロジェクトチーム）による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿泊手配

あり（ネット環境完備）

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

プロジェクトの現地スタッフが必要に応じて通訳（英語-クルド語）を行います。

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じてアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部畑作地帯（TEL:03-5226-8425）にて配布します。

- ・プロジェクトR/D(Record of Discussion)
- ・プロジェクト事前評価表
- ・プロジェクトが作成した各種報告書及びプレゼン資料
- ・ベースライン調査報告書

②本プロジェクト基本情報がJICAHPのプロジェクトページ

（<http://www.jica.go.jp/project/iraq/002/index.html>）で公開されています。

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②イラク国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAイラク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上